

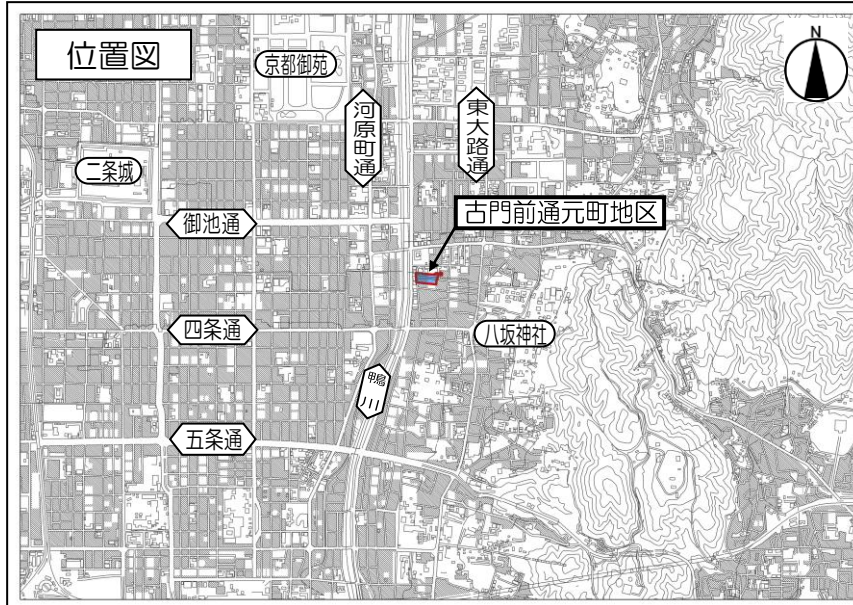
古門前通元町地区地区計画

都市計画法第58条の2
に基づく届出について

必要・不要

【お問合せ先】 京都市都市計画局都市企画部都市計画課 Tel. (075) 222-3505
〒604-8571 京都市中京区寺町御地上る上能待前町488

位置：京都市東山区元町及び若松町の各一部
面積：約1.1ヘクタール



【地区計画の目標】

当地区は、かつては職人のまち、知恩院参道のまちとして形成され、時の流れとともに逸品の古美術品や高い美意識をもった生業が集積し、成熟してきました。また、京都随一の繁華街に近接しながらも清閑さをそなえ、新旧問わず風格のある建物や雰囲気の良い路地などが並び、趣ある風情と気品を有するまちです。

このような地区において、地区計画を定めることにより、まちの魅力である、個性、清閑さ、まちなみなどの維持向上を図り、将来ビジョンである「凛としてたたずむ趣のまち」の実現を目指します。

【区域の整備・開発及び保全の方針】

○土地利用に関する方針

古美術を中心とした個性と魅力あふれる生業と、清閑な住環境が共存し、まちに暮らす様々な人々が交流し、安心して安全な土地利用の誘導を図ります。

○建築物等の整備の方針

建築物の用途を制限することにより、まちの歴史や文化に新しさを融合させながら、まとまりのある、慎ましくも美しいまちなみの形成を目指します。

【地区整備計画】

○建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物は建築してはならない。

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）
第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する建築物
- 2 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物
- 3 ナイトクラブ
- 4 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの
- 5 カラオケボックスその他これに類するもの
- 6 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（自動車の出入口が古門前通又は大和大路通に接するものに限る。）
- 7 自動車教習所
- 8 倉庫業を営む倉庫
- 9 自動車修理工場
- 10 日刊新聞の印刷所
- 11 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの
- 12 建築基準法施行令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で，準住居地域内に建築することが禁止されているもの

【地区計画及び地区整備計画 区域図】

